

# 保健医療

# (1) 医療保険

# 医療保険制度

# 概 要

#### 医療保険制度の概要

(平成23年6月現在)

										23年6月現在)
		/D IIA +/	加入者数		保 険 給 付				財	源
,	制度名	保険者(平成22年3月末)	(平成22年3月末) 「本 人 」 家 族 千人	一部負担	医療給付 高額療養費制度、 高額医療・介護合算制度	入院時食事 療養費	入院時生活 療養費	現金給付	保険料率	国庫負担・ 補助
康保除	ー 協会 般 けんぽ 被	全国健康保険協会	34,828 [19,517] 15,311	義務教育就学後から 70歳未満 3割 義務教育就学前	(高類養養費制度) 自己負担限度額 (70歳よ周の者) (上位所得者) 150,000円+(医療費 500,000円) X1% (一般) 80,100円+(医療費 567,000円) X1% (低元得者) 85,400円 (70歳以上万歳未凋の者) (現在並み所得者) 80,100円+(医療費 687,000円) X1% (現在並み所得者) 80,100円+(医療費 687,000円) X1% (現在並み所得者) 80,100円・(東秦 (個人ごと) 24,600円 (低所得者) 24,600円、外来 (個人ごと) 8,000円 (低所得者) 24,600円、外来 (個人ごと) 8,000円 (世帯会基準額 70歳未凋の者) 15,000円、外来 (個人ごと) 8,000円 (世帯会基準額 70歳未凋の者については、同一月における21,000円以上の負担が推数の場合は、これを合算して支給 12月間に3回以上技当の場合の4回目からの自己負担限度額 (70歳未凋の者) (上位所得者) 24,600円 (位新得者) 24,600円 (で成以上の現役並み所得者及び一般(※)) 44,400円 (大だし、上位所得者で入「五衛を育っ全の患者等の自己負担限度額 10,000円 (ただし、上位所得者で入「五衛を行うで歳未凋の患者の自己負担限度額 20,000円) (※) 70歳以上万歳未凋の事者所得区やの者については、	(食事療養標準 負担額) ・一般 1食につき 260円 ・1食に 210円 11食に 210円 11食に 160円 ・160円	(生活療養標準 負担額) ・一般(I) 1食につき 460円 +1日につき 320円 ・一般(II) 1食につき 420円 +1日につき 320円 ・低所得つき 1食につき 210円 +1日につき 320円	・傷病手当金 ・出産育児一 時金 等	9.50% (全国平均)	給付費の16.4% (後期高齢者支援金分 16.4%)
	用組合	健康保険組合 1,473	29,951 [15,722] 14,228					同 上 (附加給付 あり)	各健康保険 組合によっ て異なる	定額(予算補助)
	健康保険法 第3条 第2 項被保険者	全国健康保険協会	17 [11 6]					・傷病手当金 ・出産育児一 時金 等	1級日額 360円 11級 3,070円	給付費の16.4% (後期高齢者支援金分16.4%)
	沿員保険	全国健康 保険協会	141 「61 80 (平成21年3月末)					同上	9.25% (疾病保険料率)	定額
各種	国家公務員	20共済組合	9,118	2割				同 上 (附加給付 あり)	_	-
共	地方公務員等	62共済組合	4,465 4,653 (平成21年3月末)	70歳以上75歳未満 2割(※)					_	なし
済 国民健康保険	私学教職員 農業者 自営業者等	1 事業団 市町村 1,723 国保組合 165	39,098	(現役並み所得者3割) (※) 70歳以上75歳未満 の者については、 平成20年4月から				・出産育児 一時金 ・葬祭費	世帯年額(定称) 担 を割 (定額) (定する) 担 を割 (定する) 担 を また	給付費等の 43% 給付費等の 32%~55%
	被用者保険 の退職者	市町村 1,723	35,665 国保組合 3,433	平成24年3月まで の間1割に据え置 く	平成20年4月から平成24年3月までの間、自己負担限度 軽年44,400円 (外来/2,000円) に据え置くことから、 多数該当の負担軽減措置はない。 (高級医療・高額介護合算制度) 1年間 (毎年8月〜翌年7月) (医療保険と介護保険におけ 古自己負担の合算額が著しく高額になる場合に、負担を軽 減する仕組み。自己負担限度額は、所得と年齢に応じきめ 細かく設定。					なし
:	後期高齢者 医療制度	[運営主体] 後期高齢者 医療広域連合 47	13,894	1割(現役並み所得者3割)	自己負担限度額 外来(個人ごと) (現住並み所得者) 80,100円   医毒費を27,00円) X1% 44,400円 (多数度当の場合) 44,400円 (一般) 44,400円 12,000円 (低所得者) 24,600円 8,000円 (低所得者) 15,000円 8,000円	同上	同上 ただし、 ・老齢福祉年金 受給者 1食につき 100円	葬祭費 等		·保険料 約10% ·支援全 約40% ·公費 約50% (公費の内訳) 国:都道府県:市町村 4: 1 1

- (注) 1. 後期高齢者医療制度の被保険者は、75歳以上の者及び65歳以上75歳未満の者で一定の障害にある旨の広域連合の認定を受けた者。
  - 2. 現役並み所得者は、住民税課税所得145万円(月収28万円以上)以上の者。ただし、収入が高齢者複数世帯で520万円未満 若しくは高齢者単身世帯で383万円未満の者は除く。
    - 上位所得者は、月収53万円以上(国民健保険においては世帯内すべての加入者の総所得金額等から基礎控除を差し引いた金額の合計額が600万円超)の者。低所得者は、市町村民税非課税世帯に属する者等。特に所得の低い者は、年金収入80万円以下の者等。
  - 3. 国保組合の定率国庫補助については、健保の適用除外承認を受けて、平成9年9月1日以降新規に加入する者及びその家族 については協会けんぽ並とする。
  - 4. 加入者数は船員保険と各種共済を除き速報値である。また、四捨五入により、合計と内訳の和とが一致しない場合がある。
  - 5. 全国健康保険協会(一般被用者及び健康保険法第3条第2項被保険者)に対する国庫補助率は、平成22年7月から平成24年 度までは、給付費の16.4%

2

### 詳細資料

#### 高額介護合算療養費の支給開始 (平成20年4月施行。平成21年8月より順次支給開始)

#### <同一世帯において医療と介護でかかった費用の合計の負担を緩和します。>

- ・今までは、医療保険と介護保険の制度ごとに、自己負担の毎月の上限を設定
- ・これらに加え新たに両制度の自己負担を合計した額についても年間の上限を設定

※自己負担の限度額は、年齢、所得区分によりきめ細かく設定します。

※食費・居住費については、別途負担が必要です。

#### 高額医療・高額介護合算療養費制度の参考事例

○ 夫婦とも75歳以上(住民税非課税)で、夫が医療サービス、妻が介護サービスを受けている世帯の場合

(医療サービス) 病院に入院(※)

(介護サービス) 要介護4で小規模多機能型居宅介護を利用 (年金収入) 夫婦で年間211万円以下(住民税非課税)

自己負担:年間60万円

自己負担:年間31万円 (29万円の軽減)

これから (20年4月から)

医療費と介護費の自己負担(合計 60 万円) を支払った後、 各保険者に請求



自己負担限度額(31万円)を 一定程度超えた場合に、当該 超えた額(29万円)を支給 保険者

**今まで** (20年3月まで)



#### 自己負担30万円 医療費の1割負担。

医療質の1割負担。 ただし、毎月の負担の 上限あり。

(このケースでは、2万 4600円まで) 自己負担30万円

介護費の1割負担。 ただし、毎月の負担の 上限あり。

(このケースでは、2万 4600円まで)

(※) 療養病床に入院した場合にかかる食費・居住費及び差額ベッド代等については、別途負担が必要となる(現行の 高額療養費等の制度と同様。)。